

冬季研究協議会記録

『職業と教育』、1955年2月

予告した通り本連盟主催・横浜市教育委員会後援の冬季研究協議会は、昨年十二月二十七日午前九時半より、横浜市大綱中学校において開催された。参加者は全国各地より百余名に上り、本連盟常任委員池田、清原、長谷川、鈴木、杉山、後藤、横浜市松本主事が出席した。中心議題は、先般文部省が公にした中央産業教育審議会第二次建議で、第一次建議をも含せて、午前中つぎの通り長谷川、鈴木両氏から説明があった。

第一次建議の説明

文部事務官

長谷川 淳

中学校職業・家庭科について、文部省では學習指導要領の作成、つづいては中央産業教育審議会の第一次建議、第二次建議の線にそって、産業教育と関連した指導方針の討議に、実に長い時間をかけてきた。昭和二十四年に新しいカリキュラムができ、二十六年十二月に指導要領、更に二九年を経て第一次の建議、それから一ヵ年半で今度の第二次建議

というふうに、長い時間がかかっているが、その経過をふりかえり私が主として関係した第一次建議が出されるまでについて簡単な説明を試みたい。

現行の指導要領については、いろいろの批判がなされているが、その底に流れている考え方としては、つきのようなものが混然としているようである。

- (1) 昔の高等小学校で行われていた実業科教育の考え方
- (2) 何かしら身体を動かして働くような教科がほしいという考え方
- (3) どんな職業に向うにしても必要な達職能力を得させたいという考え方、つまり職業指導を通して得させるもの

この三つの考え方方が基本となつて、學習指導要領が作られていく。それは、この教科の性格を打ち出している所に、よくあらわれている。すなわち

- 1、実生活に役立つことを中心とする。
- 2、技術の習得を啓発的経験として得させるものとした。
- 3、地域性を強調した。

こうしたものは、すでに「歴史的使命」は終ったのだと、連盟の機関誌でもしばしばいわれているが、果してそれほどの「歴史的使命」を持っていたかどうかを私は疑いたい。またよく「これはアメリカから強制された」とものだといふことも、私は当事者として、そうではないことを知っている。

この學習指導要領は、従来の日本にあって、しかも民主教育の立場からは批判されるべき考え方を、そのまま受けついだにすぎないものである。歴史の上から見て、一つの「歴史的使命」を持つほど

に評価されるものではなく、アメリカが持ちこんだものなら、こんものになるとはいえない。もっとちがった要素（例えばインダストリアル・アーツ）が入ってきたと思う。これは全く、中心になった人が呼称するように「日本独特のもの」である。よくない意味での……。

従つて文部省事務官の説明もまちまちで統一がなく、実際家はどうすればよいのか、全く混乱してしまったのである。そこで産業教育振興法ができて、中学校の職・家科の設備もその対象となつたので、学習指導要領の目標にも検討が加えられて、第一次建議となつたのである。だからここで述べられていることは、あたり前のことといつてあるにすぎない。その要点をあげて見ると、

- (1) 職・家科を義務教育における普通教科であることの再確認、
(建議一の2項)
- (2) 国民経済の一般的理解を生産技術の習得を通じて得させること。そしてその知識や技術を現在の産業の状態に適応させるというのではなく、将来のための改善向上をめざす教科である。そして個々の技術を習得させるだけではなく、それを通じて原理や法則性を理解させる（建議一の1項）

この二つが、この教科の性格及び目標として打ち出され、ついてつぎのようなことが明確にされた。

○職業指導はこの教科の外におく（職業指導主事という専門職を設ける措置を前提としている）。

○内容については、生活万般にわたってあれこれと選ぶのではなく、思い切ってしぼっていく（いわゆる多面的経験でなく、基本的分野を定めて、その中から教育内容を厳選する）。

2、従来の仕事・中心の考え方から技術の系列に従つて再組織されたこと。

3、従来は選択の基準に彈力性がありすぎたが、今度は最低基準を定めて、共通領域を設定したこと。

そこで資料にもとづいて教育内容の選定の観点を説明していくけば、義務教育における普通教科であるという、第一次建議の線にそつて進める。

(2) 従つて地域社会や性別の観点よりも、日本の課題に密着しようと、つとめ、産業教育の一環としての考え方で貫く。

(3) つぎに、社会の要求と生徒の心身の発達との調和をはかり、技術の教育として、適切なものを考え、専門教育としては考えない。

(4) 小学・中学・高校・大学を通して考え、中学校の段階における

第一群（農水産関係）
この群では、従来の指導要領とあまり変化がない。ここでは、やはり仕事による分類であつて連盟が本年八月号で示したように（中村案）技術の面からの分類とは対照的である。この点は今後問題として残されている。従つて先に述べた技術によつて選定したとは限らないので、（注）の一「主として技術や実践の差異」という言葉を用いたのである。だから仕事による分類も相当混入していることを

○技術的学習のために、組織的系統的な學習でなくてはならない。

○現行指導要領には「仕事を中心とする」とあるが、単に仕事をやるとか、勤労一般、仕事一般という意味であつてはならない。

○同じく「地域性」を強調しているが、これもあくまで「国的一般課題」に照して行うことを原則として貫いたものであり、これは

義務教育としての普通教科という規定から当然のことである。

○職業・家庭共に男女共通に學習させることを建前とし、共通領域を設定しその発展として男女差を考慮することになっている。

以上のような点が骨子となつて、第一次建議が出され、専門委員会によって具体的な教育内容の討議がつづけられた結果が、第二次建議となつたのである。最初文部省がこの建議をあまり公表したがらなかつたのは、多分に面子の問題があつたと思ふ。

私は第一次建議は、現行學習指導の歴史的使命から發展したというよりは、職業・家庭科を前に一步前進させたものと思つている。第二次建議が果して、更にそれを前進させたか。むしろ逆もありして現行指導要領に近よつたのではないかをおそれてゐる。

第一次建議の説明

文部事務官 鈴木寿雄

資料としては、「職業と教育」第二巻第十二号一四ページ以下及びプリントの教育内容の例を参考して頂きたい。

最初に第二次建議の特色をあげれば

1、従来の生活・中心から産業・中心としたこと。

第三群（工業関係）

つぎに水産加工が共通となつてゐることに多くの質問をうけるが、実は最初水産の重要性が主張されて一つの群に水産がまとめられたが、さて実践の点から項目をはずしていくと、殆んど残らない。傾斜でも困難だが、共通では全然なくなつてしまふ。それでは困るといふので、これだけが取上げられたのである。これも実践としては、今後の問題となるであろう。

第四群（工芸関係）

現行學習指導要領の第二類に相当するものであるが、その欠点としてあげられてきたことは

(4) 技術的系列が全く考えられてゐなかつた。

(5) 従来の団工の教育内容と重複していた。

(6) 他との関連が明確でなく、例えば手技工作の染色・編物などやれば、他の第二類は女子にやらなくてもよいといった考え方があつた。

それらの欠点をなくして技術的系列によつて、スジを通した。これには私も参加したので、聊か手前みそになるかも知れないが、それほど混乱は來さないと信じてゐる。そこで、各項目について若干の説明をさしてもらえば「製図」の項の「基礎製図」というのは、一般化している圖法を指し「応用製図」とは、建築や機械の製図をい

う。つぎに「機械」の項目で、工作・操作・修理にまとめた。だから従来の木工・金工などは、工作中に入ることになる。操作には、操作することそれ自体に意義のあるものを入れ、ミシンの操作といふようなものは、これに該当しない。